

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第一部 労働者状態

第二編 雇用と失業

第二章 失業

第五節 失業保険統計の数字

失業状態を知るため失業保険統計の数字を使うには、すくなくともつぎの諸点を注意しなければならない。

(一) 保険掛金納付期間が五ヵ月未満のものは失業保険法の適用から除外されていること。

(二) 国家公務員は失業保険法の適用から除外されていること。

(三) 常用労働者四人以下の事業所は失業保険法の適用から除外されていること。

(四) 失業保険法について知らないためや、失業保険金の給付を受けることをいやがるために、なおまた、遠くはなれたところから公共職業安定所に出頭しなければならないため、登録しないものがあること。

(五) 病気などの理由で公共職業安定所に出頭しなければ、「健康で労働できる」条件にないからという理由で、失業の認定をうけられない。

(六) 多くの失業者は、失業保険金の総付期間(六ヵ月)が満了してもなお就職の機会を見いだすことが困難である。

(七) 就職の経験をもたない失業者(たとえば新規学校卒業者中の失業者)は、失業保険の適用圏外にある。

さて、各公共職業安定所でとりあつかっている失業保険の状況を労働省職業安定局で集計した毎月の数字についてみれば、第六三表および第六四表のとおりである。

(註) 離職票受付件数とは、被保険者が公共職業安定所の窓口で離職票を提出した件数で、この場合、失業保険金受給資格の有無にかかわらない。

また、一人で二枚以上の離職票を提出したときは一件とかぞえる。

初回受給認定件数とは、失業保険金の給付を受ける失業期間の開始を示す第一回目の失業認定の件数である。失業保険金の給付を受けているものが就職し、同一失業保険金受給資格期間にふたたび離職して公共職業安定所に出頭し、二度目の失業保険金受給の申請をしてきたときは、この件数にかぞえられる。

待期満了件数とは、失業保険金給付にさきだち、失業保険法に定める七日間の待期を満了した失業保険金受給資格者の失業保険金受給申請件数である。

常用労働者の失業保険における離職票の一九五一年受付件数の年間平均は、四五、九二一件であり、一九五〇年の七八〇、一六四件、一九四九年の五五七、〇五二件、一九四八年の六七、六七六件、いずれとくらべても最低の数字である。この傾向は、ほかの常用労働者失業保険給付関係諸指標にも、ほぼ共通している(第六三表参照)。

これに反し、日雇労働者の失業保険給付関係諸指標は、前年にくらべ激増の傾向を示している。

すなわち、初回受給を認定された失業者が一九五〇年年間月平均六八、六〇〇人であるのに対し、一九五一年は一五、九五三人にのぼっており、ほかの諸指数も、ほぼ同様の傾向にある(第六四表参照)。

これは、一九五〇年下半期、朝鮮に戦争が始って以来の顕著な動きであることが注目される。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
